

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ
ここまで議論の整理

令和7年8月21日

第1部 「新たな評価」の基本的考え方

1. 高等教育機関に対するこれまでの質保証の考え方と課題

- 高等教育機関は、学校教育法で規定されたそれぞれの目的を達成するため、世界水準の教育研究の推進や、地域における人材育成、産業振興の貢献等、様々な活動を行っている。予測不能な時代にあって、学生一人一人が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことができるようになるためには、「何を学び、身に付けることができるのか」という学修の成果を中核に据えた学修者本位の教育を更に発展させる必要がある。
- 我が国の高等教育における質保証・向上システムは、大学設置基準、設置認可審査、認証評価、情報公表等によって構成されており、これに加えて、学校法人運営の状況を確認する学校法人運営調査が行われるほか、継続的な質的向上と社会への説明責任を果たすため、中期目標・中期計画の達成状況の評価を行う国立大学法人評価や、公立大学法人評価が実施されているところである。
- 特に、認証評価は、各高等教育機関が、日本の高等教育機関としての質と水準を有していることを保証し、十分にその機能を果たしているかを定期的に確認し、評価結果の公表をもって社会からの信頼と支援を受け、各高等教育機関が評価結果を踏まえて自己改善を行っていくことを目的に、高等教育の質保証の中核として、平成16年度から実施されている。
- 認証評価が導入されてからの20年間で、各高等教育機関における適切な自己点検・評価の実施及び定着、評価結果を活用した改善、内部質保証システムの導入が進んでいる。これらは、各高等教育機関の努力と、認証評価機関におけるさまざまな改善や工夫の結果であり、高等教育機関の改革を支える役割を担ってきた。
- なお、現在の認証評価制度は、米国を参考にしながら、国が学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下「細目省令」という。）にて定めた項目を踏まえて国が認証した各認証評価機関において作成した大学評価基準に基づき、「適合」「不適合」の判断を行い、高等教育機関に対してアcreditationを行ってきたところである。

ただし、米国は、国による設置認可がなく、外部の評価機関がそれぞれに定める基準に照らして適合しているか、また、継続的に適合しているかという観点から各評価機関

がアクレディテーションを行っている。我が国の場合には、大学設置基準等にのっとて大学設置認可が行われているため、国が高等教育機関としての適格性を判断している。その上で、国が定める大学設置基準等を踏まえた大学評価基準により第三者が評価する仕組みとなっていることを鑑みれば、米国の第三者評価制度と我が国第三者評価制度は大きく異なる点には留意する必要がある。

- この点、認証評価は制度構築から20年が経過して、これまでの中央教育審議会の答申等でも課題が指摘されている。改めて、本ワーキンググループでは、これまでに、認証評価を行っている機関別認証評価機関及び分野別認証評価機関、認証評価を受審する高等教育機関の各種団体、高等学校関係団体、経済団体から対面又は書面によるヒアリングを実施したところである。そこで意見や委員間での議論も踏まえ、認証評価の現状と課題については、以下のように整理される。

① 現在の認証評価が果たす社会的機能を再確認する必要があるのではないか

- ・現在の認証評価は、高等教育機関の自己改革・自己改善を促すことを主眼として、各機関の内部質保証システムが機能しているかどうかを中心にチェックしてきた。しかし、社会（高校生、高校教員、企業、世論等）からは高等教育機関で行われている「教育の質」を明示することを期待しているとの指摘がある。学生一人一人の能力を最大限に高めるという高等教育機関の本来の目的を達成するために各機関が取り組んでいる内容とその成果を明確に提示し、社会からの理解と支持を得るために、教育の質に一層重点を置いた評価手法への転換を図るべきではないか。
- ・高等教育機関の多様性・個性や特性は尊重されるべきである。他方、現在の認証評価において高等教育機関の質と水準を保証すべき評価基準や評価結果にばらつきがあることは、外部から見た際のわかりづらさに繋がっているのではないかとの指摘がある。したがって、評価の客観性・公平性をより高めるとともに、特に国際通用性のある評価基準との整合性も引き続き担保すべきではないか。
- ・評価結果についても、関係の各種ウェブサイト等に公表されているが、評価機関によってそれぞれ項目や表現が異なることで外部から見てわかりづらいという指摘がある。また、教育実施に係る学内プロセスについての詳細な記述による評価報告書は、高等教育機関が自らの質を保証する際には重要なものであるが、第三者からは読みにくく、それゆえに社会から十分認知されていないのではないかという指摘がある。

② 評価に当たり、評価者・被評価者双方への負担が重く、そのインセンティブを感じづらいのではないか

- ・現在の認証評価を受審することが高等教育機関の内部質保証に活かされているという意見がある。その一方で、既に教育の質向上のために様々な取組を行っている高等教育機関においては、改めて細かい規程や制度の整備の有無を確認されたり、評価によって得られる具体的な効果の実感がなかったりなど、十分な動機付けがなされていない評価

業務となっていることへの「徒労感」が生じているとの指摘がある。

- ・さらには、学生への教育や研究等の時間と労力を割いて様々な調査で同じ情報・項目を収集・整理・提供したり、異なる目的で同様の項目について評価を受けていたり、法令適合性などの確認事項が多いことによる「負担感」が生じているのではないか。
- ・機関別認証評価と分野別認証評価の評価サイクルが異なるとともに、評価に係る作業に重複がある点など、評価に伴う高等教育機関の負担が増加しているのではないかとの指摘がある。受審負担の軽減を図りつつ、実効性のある制度へと転換していくことが求められるのではないか。

③ 認証評価を通じた内部質保証の意識を高等教育機関内で十分に共有できていないのではないか

認証評価結果は内部質保証に活用し、高等教育機関全体の改革・改善に活かすことが期待されており、機関の改革につながった面がある。しかし、個々の学部・学科のレベルにおける学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善までには至っていないのではないか、との危惧もある。

2. 改革の方向性

- 令和7年2月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」（以下「知の総和答申」という）では、我が国のもっと重要な課題として少子化を指摘した上で、高等教育が目指す姿として、「知の総和」を向上させることを掲げた。この「知の総和」の向上を実現するためには、高等教育機関の多様性の確保を図った上で、教育研究の質の向上を通じて、学生一人一人が能力を最大限高めていくことが必要であり、そのためには、新たな高等教育の質保証・向上システムを構築することが求められている。
- 我が国は、少子化の他にも国際競争の激化、AI技術の更なる進化などに伴う社会・産業構造の変化など様々な課題・変化に直面している。そのような課題や変化に対してしなやかに対応し、課題解決の道筋をつけ、新たな価値を創造できる人材が必要であり、高等教育機関の役割は非常に大きく、社会からも期待されている。何よりも、この不透明な時代を生きる学生が自らの可能性と学びの伸長を実感でき、「『学び続けること』こそが価値である」と共有できる社会を実現できることが、重要である。
学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身につけ、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学修時間の増加・確保による学生の主体的な学びの確立や、学生の学ぶ意欲を醸成し、その成長を後押しするよう、その「教育の質」を不斷に見直し、学修者本位の教育が行うことが必要である。
- このような不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、自律的な組織として社会からの期待・信頼を得るべく、その使命や目的を実現するために自らが行う活動について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む、いわゆる内部質保証の取組は必要不可欠である。その上で、内部質保証と認証評価をはじめとする第三者評価が相補的に関わることで、新たな高等教育の質保証・向上システムの構築の実現を図っていくべきである。
- 上記の課題及び「知の総和答申」の提言内容を踏まえて、以下の方向性で、現在の認証評価制度をはじめとした第三者評価の改革を行い、「新たな評価」制度を構築する。なお、「新たな評価」制度の構築に当たっては、現在、高等教育機関が受審している様々な評価について、その必要性や代替可能性を整理する。

（1）学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

「知の総和答申」において示されたように、学生一人一人が能力を最大限に高めていくためには、各高等教育機関における「教育の質」の向上を図っていくことが必要である。認証評価の有する社会的機能を踏まえれば、これまでの大学設置基準等の法令適合性や高等教育機関として求められる教育環境水準や教学に係るシステムなど内部質保証システムの確認は、我が国の高等教育機関としての適格性の有無という観点から引き続き重要で

ある。

その上で、「新たな評価」においては、当該評価を基盤にして、

- ・高等教育機関が自ら掲げた養成すべき人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを基盤とする教育プログラムの成果と
- ・その教育プログラムにより学生が在学中にどのくらい成長したかについて、学生自身による成長実感やステークホルダーによる評価

により可視化し、

- ・その結果を踏まえて、各高等教育機関において教育改善が進められているか

という観点から評価すべきである。そしてこの「新たな評価」を通じて、高等教育機関としての最低限の質を保証するにとどまらず、高等教育機関の「教育の質」の向上を図る。

（2）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

これから迫りくる少子化という社会情勢、将来の予測が困難である VUCA といわれる時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自律的な改革・改善を行い、自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが求められる。

また、「新たな評価」の結果が、高等教育機関へ進学を希望する高校生や社会人等が進学先を選ぶ際の判断の契機になったり、高等教育機関が産業界や地域社会との連携の促進に活用されたりすることで、各高等教育機関の更なる改革・改善につながることも期待できる。

そのためにも、「新たな評価」を社会に広く活用してもらうべく、各高等教育機関による積極的な情報公表はもとより、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が、社会に理解されやすい形で公表される仕組みを構築する。

（3）効果的かつ効率的な評価の実現

高等教育機関側・評価機関側の双方で「徒労感」や「負担感」が生じているとの指摘が多く、また、「知の総和」の実現のためには「教育の質」の向上が必要であることを踏まえ、これまでの認証評価における評価項目についても真に必要な項目に厳選するなど、評価制度の抜本的な見直しを図る。

評価の手続についても、デジタル化を進め、データベースを積極的に活用することで評価事務手続の簡素化・効率化を図る。

また、評価すべき項目や収集する情報等が重複する類似の制度がある場合には、整理・統合を行う。

以上の改革の方向性を踏まえた上で、現在の認証評価制度の見直し等を通じた「新たな評価」制度の構築に向けて、

- ① 評価の主体【誰が評価するか】
- ② 評価対象【評価する単位・対象はどこか】
- ③ 評価の視点【何を評価するのか】

- ④ 評価の手続【どのように評価するのか】
- ⑤ 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するのか】

の論点ごとに検討を行う。

第2部 新たな評価制度の基本的枠組み

1. 評価の主体【誰が評価するのか】

(1) 評価主体の在り方：ピア・レビューの維持及び評価基準・観点の調整組織を設置することによる評価の整合性の確保

- 現行の認証評価制度において、文部科学大臣に認証を受けている評価機関は16機関ある。各機関がもつ専門性等を踏まえ、書面審査や実地調査、ヒアリング等を通じて、大学教員らを中心とした評価委員会による定性的評価（ピア・レビュー）を行っているところであり、これまで培った定性的評価等の経験については、「新たな評価」制度においても積極的に活かすべきである。
- これまでの認証評価においては、高等教育機関の教員のみならず、産業界関係者や高校関係者も一部参画してきた。社会の視点を幅広く反映して高等教育の質を評価していくためには、これら関係者に評価基準の策定や評価作業への一層の参画を促進していくことが必要である。
加えて、国際的な事例でもあるように、学生代表者が評価手続に参画することについても、今後検討していくべきである。その際、評価者に必要な素養・理念の共有や研修を行うことも必要である。
- また、
 - ・複数の評価機関が存在し、その評価の基準や観点が必ずしも一致しないことから評価への公平性という観点で課題があるのではないか
 - ・評価機関ごとに評価手法が異なることで、効果的・効率的で優れた評価手法が十分に共有・実践されていないのではないか
 - ・第三者評価である認証評価を通じて各高等教育機関の活動を社会へ明らかにして理解を得るという役割が必ずしも十分に果たせていないのではないかという指摘がある。
- そのため、既存の認証評価機関連絡協議会ではなく、評価の公平性をより担保できるよう、評価に当たり必要な基準・項目をより明確にするとともに、評価機関間での評価の観点や評価手法の共有を図り、評価の観点・視点等のばらつきをなくすための調整組織の設置を検討する。

(2) 評価主体の質の確保：評価機関に対する定期的な確認

- 「新たな評価」制度は、評価機関が、高等教育機関として求められる教育環境水準や教学に係るシステムなど内部質保証システムの確認を基盤とし、高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることになるが、その評価結果を通じて、高等教育機関の教育活動を社会に問うていくことを踏まえれば、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていかなければならない。このことから、評価機関自身が自己点検・評価を

実施していくことが必要であるとともに、評価機関に対して認証を与えた文部科学大臣も評価が適正に行われているか確認するシステムを設けることも検討する。

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

- ・ 評価の主体については、これまでの認証評価機関の果たしてきた役割や課題等を踏まえながら、検証を行うべきではないか。
- ・ 今後、評価の観点・視点等のばらつきをなくすための調整組織の設置を検討するに当たり、具体的にどのような役割を担わせるべきか等についても検討すべきではないか。

2. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

～ 学部・学科、研究科の「教育の質」の評価を重視する制度への転換

- 現在の認証評価は、高等教育機関の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況を評価する機関別認証評価と、専門職大学等又は専門職大学院を置く大学について、その課程に係る分野について評価する分野別認証評価がある。
- これまでの機関別認証評価は、高等教育機関全体の内部質保証システムの構築に一定の成果を上げてきたところである。一方で、教育研究の基本的組織である学部・学科、研究科ごとの「教育の質」を評価し改善につなげるまでにはその成果は及んでおらず、それが高等教育機関の果たすべき大きな役割である「教育の質」の向上に向けた取組に十分につながっていないのではないか、との指摘もある。
- 今回、新たな評価において「教育の質」について評価を行うに際し、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているかという点を可視化し、それに基づき、教育改善がなされているかという点に重きを置いた評価への見直しが必要である。そのためには、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシーが掲げられている単位としての学位プログラムごとに評価を行う視点が必要である。
- 現在の高等教育機関においては、学部・学科等の「教育研究上の基本的組織」を設置し、設置の際にも学部・学科、研究科単位で認可を得ていることを踏まえ、「新たな評価」制度においても、学位の分野に基づく学部・学科、研究科ごとの教育の質の評価を重視する制度の設計に向け、引き続き議論を進めていく。

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

今後、学位の分野に基づく学部・学科、研究科別の評価を行うに当たり、

- ・ 高等教育機関及び評価機関に過度な負担にならないよう考慮することが必要ではないか
- ・ 大学等の新設や大学等の学部・学科の設置の認可に際しては、「学位の分野」に基づき、養成すべき人材像や3つのポリシーに基づく教育環境整備等について審査していることから、評価の対象について検討する際に参考になるのではないか
- ・ 分野横断・学際領域に関する学部・学科若しくは研究科への対応をどうするか
- ・ 全学的な教学マネジメントをどのように担保するか

3. 評価の視点【何を評価するか】

(1) 評価の基準・項目

～内部質保証システム及び学修成果と改善、項目及び指標の共通化

- 現在の認証評価においては、法令適合性や高等教育機関として求められている教育環境水準や教学に係る規程やシステムの有無を判断することで内部質保証システムの構築を中心に評価している。
内部質保証システムの構築は、各機関の教育の質向上の基盤であることから、引き続き、その確認・評価を行っていくことは必要である。
- その上で、「新たな評価」は、各学部・学科、研究科の教育目標たる、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているかという点を可視化し、教育改善へ活用できているかという点を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力できるよう検討する。
- この点、高等教育機関は、社会に変革をもたらす研究成果を創出するなど社会貢献も重要な役割を担っている。研究については、各プロジェクトや競争的研究費の審査を通じて、研究チームや個々の研究者に対して評価が行われているところであるが、高等教育機関における「教育と研究の往還」という視点は重要であるため、「新たな評価」においては、研究力やその成果が教育に還元できているかを留意すべきである。
- また、各評価機関の定める大学評価基準について、基準・項目や表現に差異があることで、認証評価を通じた高等教育機関の取組が社会から見てわかりづらく、社会から高等教育機関に対する十分な理解や信頼を得にくいのではないかとの指摘がある。また、進学者は学びたい学問分野を前提に高等教育機関を選択している傾向があることから、その高等教育機関そのものの評価ではなく、学部・学科、研究科の「教育の質」を評価した結果を提示することが重要である。このため、高等教育機関の「教育の質」を評価する基準・項目、つまり「養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているかを可視化し、それに基づき、教育改善がなされているか」という点については、共通的な基準・項目、指標等を定めるとともに、具体的な評価基準・項目、指標等のモデルを示すことを引き続き検討する。
- 評価に当たっては、在学中、学生一人一人が知識・能力をどの程度身につけたかという学修成果の可視化が重要になる。これまでアンケート等、学生の自己報告を通じてエビデンスを得る間接評価が中心であったが、学修成果の評価は、第一義的には学生の知識や能力の表出に伴う直接評価によって行われることを受け、直接評価と間接評価の双方の観点で学習成果の可視化を行うことが求められる。直接評価に関しては、標準試験、ポートフォリオ、ルーブリックを用いた卒業論文等の評価、授業成績に基づくディプロマ・ポリシーの達成度の評価、プロジェクト・ベースト・ラーニングなどプロジェクト

学修の成果の把握などの取組が高等教育機関でも始まっているところであり、そのような取組が学修成果を十分可視化できているかを検証しながら、どのような評価手法が効果的であるか各高等教育機関で検討していくことが必要である。なお、間接評価に関しては、本格実施する全国学生調査の枠組みを通じて、「新たな評価」の趣旨に即した質問項目を設定し、把握した内容を活用していくべきである。

- あわせて、各高等教育機関が「教育の質」の向上につながる優れた取組及び特徴的な取組についても積極的に評価できる仕組みにするように留意することも重要である。
- なお、評価基準・項目の検討に当たっては、前述の分野横断的な共通的な基準・項目のほかに、学部・学科、研究科に基づく学位分野の独自性や国際水準の基準と照らして別途評価基準・項目を設定する必要があることについても考慮すべきである。
- 現在の認証評価を通じて、高等教育機関として求められる教育環境水準である法令適合性（教員数、収容定員数、校地・校舎面積等）も確認しているが、法令適合性に関しては、文部科学省との役割分担やデータベース等を活用した方策を引き続き検討する。
- 高等教育機関への負担と言う観点からも、「新たな評価」制度導入に合わせて、既存の高等教育機関の教学に対する調査・点検を行っている取組の整理・統合も併せて検討すべきである。例えば、国立大学法人評価における教育に関する現況分析は類似するところも多いと考えられ、その廃止も含めて検討する。
- また、認証評価制度以外にも、高等教育機関の自主的な取組として、国際的な評価機関による評価を受審している場合（例えばビジネス教育分野）、日本医学教育評価機構（JACME）が世界医学教育連盟（WFME）の評価基準を踏まえて評価基準を策定し、評価を行っている場合や国際協定の取決めに従い、日本技術者教育認定機構（JABEE）が技術者教育プログラムを認定している場合もあり、「新たな評価」制度導入に合わせて、その活用を一層進めるべきである。例えば、国際的な評価機関による認定が高等教育機関側のインセンティブとして働くよう、「新たな評価」に係る業務の大幅な簡略化等も含めて検討する。
- その他、先行して独自に評価を実施してきた分野の基準・項目についても、「新たな評価」制度における基準・項目との重複や類似性等に留意し、これまでの取組が損なわれないよう検討する。

（2）「新たな評価」制度導入におけるディプロマ・ポリシー等の再検証

新たな評価制度においては、各高等教育機関が将来を見据えた養成すべき人材像を掲げ、社会にそのような人材を輩出するために、学生が在学中にどのような資質・能力を身につ

けることができたかを評価することになることから、適切なディプロマ・ポリシーの設定が求められる。また、産業構造の変化や新たな技術の発展などを踏まえて、高等教育に求められる人材像も常に変化していることから、「新たな評価」制度を実施するに際し、各高等教育機関は自らが掲げる養成すべき人材像とディプロマ・ポリシーを、地域のニーズや社会の要請及び国際的な要請に照らしつつ、各機関の教育理念に基づき、「学生にどのような力を身に付けてもらいたいか」「学修成果として可視化しうるものとなっているか」について改めて検討し、具体的かつ十分なものとなっているか再検証すべきである。

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

- ・ 高等教育機関の「教育の質」を評価する、つまり「養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているか」という点を可視化し、それに基づき、「教育改善がなされているか」を評価するに際し、具体的にどのような基準・項目を設定するか
- ・ その際、各高等教育機関が社会から信頼と支援を得るために、各機関で掲げる養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして、必要な知識・能力を身につけた卒業生を輩出し、社会で学修成果を十分に活用できているかという視点も必要ではないか
- ・ 「新たな評価」における法令適合性の確認の方策について、役割分担を含めてどうあるべきか

4. 評価手続【どのように評価するか】

(1) 評価結果の在り方：わかりやすく、かつ、改善につながる段階別評価

- 現在の認証評価の「適合」「不適合」という評価結果については、ほぼ全ての高等教育機関が「適合」という判定を受けている。当然、高等教育機関を称する資格を備えるべく、各機関が必要な取組を行ってきた証左である。
- 大学をはじめとする高等教育機関の役割は、学生一人一人の可能性を広げ、その資質・能力を最大限伸ばすことによって、社会の発展の原動力となる人材を育成することである。しかしながら、偏差値や立地等といった必ずしも各機関の「教育の質」とは直接的には関わりがない価値判断で社会的な評価や進路選択が行われているのが現状であり、このような現状を打破するため、その「教育の質」をわかりやすく評価し、発信する必要性は高い。
- また、段階別に評価することによって、各高等教育機関間で先進的な取組や課題を把握・共有しやすくなり、それを参考に学生が学修の成果を実感できるための高等教育機関の自己改革・自己改善の取組が進むことも期待されることから段階別評価を導入する方向で引き続き検討する。
- なお、段階別評価を行う際には、各高等教育機関の課題を追及・指摘するのではなく、各高等教育機関が自らの活動に対する自負を獲得するとともに、更なる高みを求めて自己改革を通じた「教育の質」の向上につながる評価（絶対評価）にする方向で検討する。

(2) 評価サイクル

- 評価のサイクルは、評価基準や項目及び手続の全体像を明確にした上で、評価機関の実情を加味して最終的に判断すべきであるが、医学部等は6年制課程であり、高等教育機関の教育サイクルが一回りした段階で評価を行うべきであることや国立大学法人の中期目標期間は6年のサイクルであることを考慮し、検討する。

(3) 評価手続の効率化：データベースの構築やオンラインの積極的な活用

- 評価業務の効率化に向けて、各高等教育機関が自己点検・評価の際に必要なデータを収集・入力すれば、第三者評価の際に改めて加工・再整理する必要がないよう、第三者評価の際にも評価機関が活用できるデータベースを設置する。また、そのデータベースは、高等教育機関、評価機関及び文部科学省が共有できるシステムとして整備する。
- コロナ禍において実地調査の実施が不可能であった際には、各高等教育機関から提出された資料やデータ等から教育の実情を把握し、オンラインでの面談を効果的に活用することで、学生や教職員の声も取り入れながら評価を行ってきたところである。

○ このような経験を踏まえ、全ての評価で実地調査を求めるのを改め、評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などの一定の条件下においては実地調査を行うこととし、それ以外については評価機関に実地調査を行うか否か委ねる方向で検討する。

<今後、さらに検討する際に考慮すべき点>

- ・ 段階別評価を行うのであれば、何段階で評価すべきか、また、段階別に判断をどのような考え方で行うか

5. 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するか】

(1) 評価結果の公表

- 社会で求められる人材となるよう一人一人の学生の成長を促すために各高等教育機関が「教育の質」の向上に向けた取組をさらに加速させる必要がある。そのためには、第三者評価を通じて高等教育機関において学生の成長に資する取組が行われていることを明らかにするとともに、社会が理解を深め、支持を得ていくことがこれまで以上に必要である。そのためには、しかるべき主体が評価結果を一元的に公表し、フォーマット（公表内容）に統一性を持たせるとともに、一元的に公表する内容は、特に必要な内容に厳選するなど、社会が利用しやすい公表の在り方を構築する。
- また、「知の総和答申」では、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））の構築が提言されており、「新たな評価」結果以外の情報公表事項（高等教育機関への進学希望者や企業等の関係者にとって有益な情報について、質向上・質保証システム部会で別途検討）と併せて公表することも検討する。
- ただし、「新たな評価」結果の公表する際には、各高等教育機関の個性・特色の明確化を図り、その多様性を明らかにするよう配慮することも必要である。

(2) 評価結果の活用の在り方

- 前述のとおり、「新たな評価」に当たっては、評価の公平性を担保するため、細目省令において必要な項目の明確化を図るとともに、評価の観点・視点等のばらつきをなくすための調整組織の設置について検討することとしている。このことを踏まえ、各高等教育機関の改善努力を後押しできるよう、評価結果を、例えば、資源配分等の国の政策に活用することも検討する。
- 良好的な評価結果を受けた各高等教育機関に対しては、受審期間の延長や次回の評価における評価項目の軽減など、インセンティブの付与を検討する。

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

- ・ 評価結果を公表するにあたり、具体的にどのような内容を含んだフォーマットにするか

6. その他

(1) 「新たな評価」と設置計画履行状況等調査の連携

- 現在伝達されている是正・改善意見のほとんどが「定員未充足への対応」「教員辞職に伴う安定的な教員組織の編制」に関する意見であり、高等教育機関の活動の改善に対して、必ずしも有益な活用がなされていないのが現状である。大学設置分科会設置計画履行状況等調査委員会においては、是正・改善意見に加え、今後の高等教育機関における教育の質向上に資する具体的な意見についても「申し送り事項」として評価機関等に伝え、評価に活用することを促す。